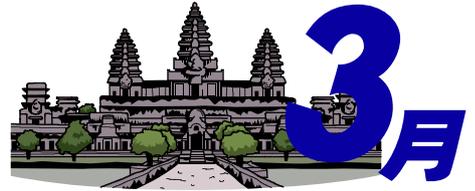


経理の窓



平成19年3月1日号

今年は、2月中から暖かい日が続いていて、関東では、桜の開花は、3月中になりそうですね。スギ花粉は、桜の咲く頃に終わると、耳鼻科の先生になぐさめられました。

今月の税務	法人 : 1月決算法人の確定申告と納付 個人 : 贈与税、所得税の確定申告と納付（15日まで） 消費税の確定申告と納付（31日まで）
--------------	--

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度は、平成18年8月号で制度の内容をお知らせしましたが、今回は、対策について検討したいと思います。

役員給与については、国税庁から

平成18年6月に『役員給与に関するQ & A』

平成18年12月に『特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入に関する質疑応答例』と『役員給与に関する質疑応答例』が発表されています。

これらは、国税庁のホームページから取り寄せることができます。

《制度の概要》

適用時期は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

対象になる同族会社とは、期末の状況で判定されますが、

- ①その会社の社長とその同族関係者が発行済み株式の90%以上をもち、かつ
 - ②その会社の社長とその同族関係者の数が常勤役員数の50%以上であること
- ただし、下記の①または②の会社は、対象となりません。

- ①法人の所得+社長の給与 \leq 800万円
- ②800万円 $<$ 法人の所得+社長の給与 \leq 3,000万円 かつ
社長の給与 \leq (法人の所得+社長の給与) \times 50%

平成19年の税制改正大綱に、800万円から1,600万円に改正されとの記載があります。

800万円だと対象になる同族会社でも、1,600万円に改正されることで、対象となくなるとなる同族会社も多いと思います。1年は、増税になりますが、目先の損得だけを考えないで、経営上のリスクを考えたならば、あえて対策をしないという選択もありだと思えます。

対策① 発行済みの株式の10%超を同族関係者以外に所有させる。

同族関係者以外とはいっても、モノ言う株主ということが要求されていますので友人知人では、NGになりそうです。

対策② 従業員を役員に登用して、同族関係者が常勤役員の50%超を占めないようにする。

「常務に従事する役員」が要求されています。ここでもモノ言う役員でないとダメということです。常勤監査役は、常務に従事する役員になりません。

対策③ 旧会社法の株式会社の役員数は、3名の取締役が必要でしたが、新会社法では、取締役は、1名からになりました。社長を取締役に残して、従業員を役員に昇格させて同族関係者が50%超を占めないようにする。

対策④ 同族関係者の給与の配分を変える。

増税の対象となるのは、社長さんの給与です。社長さんの給与を減らして、配偶者や子などの同族関係者の給与を増やす対策が考えられます。職務内容に応じた金額でないと過大な部分は、否認されてしまいます。

いずれの対策をとられる場合でも、税理士等に相談されることをおすすめします。

対策④にしても適正な給与額は、確認してから決定することが大事です。具体的適用の詳細が不明なことが多い（常務に従事する役員など）ので、これからの情報収集（国税庁の発表）などに留意することが肝要になります。

おかげさまで経理の窓は60号になりました

とにかく5年は、続けようと60号になりました。お読みくださる方ありがとうございます。最初のころは、つたなくて表面だけでしたが、だんだんお知らせする内容が増えてきました。最近では、専門家（税理士、社労士、弁護士、弁理士等）の会のセミナーに参加するようになっています。法律の改正が早くなりました。2月には、セカンドオピニオンも兼ねて、節税セミナーを聴講してきました。経営診断の手法の紹介もあり、企業の資金体質からみた格付けも個別になると思いますが、経営分析にとりいれてご紹介していきたいと考えています。確定申告の方のめどもついてきました。次は、3月決算法人の決算がまもなくです。今後とも研鑽に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

